

鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定
公募型プロポーザル 評価基準

令和6年4月

鳴門市

目次

1. 評価基準の位置付け.....	1
2. 評価方法.....	1
3. 評価項目、配点等.....	2
4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い.....	2

評価基準 別表

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、鳴門市文化会館耐震改修事業実施設計施工者選定 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「12 評価の実施及び結果の通知」に記載する鳴門市文化会館耐震改修事業設計・施工者選定委員会（以下「委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものです。

2. 評価方法

委員会により実績・体制、技術提案書、提案価格の3項目を評価します。

(1) 実績・体制評価（配点10点）

参加者及び本業務予定技術者等の実績を評価するため、実績・体制評価に係る提案書【様式7-5】を別表の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。実績・体制評価においては、提案されたそれぞれの類似実績について、以下の区分による評価係数に各項目ごとの配点を乗じた点数を評価点とします。

実績・体制審査における類似実績の区分と評価係数	工事種別	
	耐震改修	新築・増築・改築
建物用途と規模		
固定客席1,000席以上の劇場を備えた延べ面積4,500㎡以上の建物	1.0	0.7
延べ面積7,000㎡以上の公共建築物*	0.7	0.4

*）公共建築物とは、国又は都道府県、市区町村が工事発注した建築物。但し、設計の実績については、民間が発注した民間建築物を実績として認める。

(2) 技術提案評価（配点70点）

参加者の技術提案書の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、別表の基準により委員会の各委員が評価します。技術提案評価にあたり各委員は、以下のA～Fの6段階で評価し、その係数に評価項目ごとの配点を乗じた点数を評価点とします。

評価段階	係数
A：非常に優れた提案である	1.0
B：優れた提案である	0.8
C：やや優れた提案である	0.6
D：標準的な提案である	0.4
E：標準には及ばない提案である	0.2
F：評価できる記載がない	0.0

(3) 提案価格評価（配点20点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式7-2】に記載された金額（提案価格）を別表の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告しま

す。

(4) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

- ア 実績・体制評価、技術提案評価及び提案価格評価の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定します。
- イ 順位が1位の参加者を最優秀提案者、2位の参加者を次点提案者とします。
- ウ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合は、技術提案評価の評価点が高い者を上位とし、技術提案評価の評価点も同じ場合は、提案価格評価の評価点が高い者を上位とし、提案価格評価の評価点も同じ場合は、委員会の判断で決定します。
- エ 実績・体制評価、技術提案評価の合計評価点が、満点（80点）の6割（48点）を下回った場合は、失格となります。
- オ 提案者が1者であっても、提案書等の審査を実施し、基準（実績・体制評価、技術提案評価の合計評価点が満点の6割以上）を満たしている場合は、最優秀提案者として決定する。

3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表のとおりです。

なお、技術提案評価はそれぞれ各委員の評価点を分類ごとに平均して算出します。平均の算出にあたっては小数点第2位以下を切り捨てた点数とします。

4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して実施要領「15 技術提案書不履行に関する措置」に記載している違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。

■評価基準 別表

審査項目	領域	提案テーマ	求める提案内容	配点		様式
				テーマ	項目	
実績 体制 評価	企業 実績	企業の設計実績	設計業務の類似実績：1件	2	10点	様式 7-5
		企業の施工実績	施工業務の類似実績：2件	4		
	配置技 術者の 実績	統括責任者の類似実績	施工業務の類似実績（主任技術者以上の立場）：1件	2		
		監理技術者の類似実績	施工業務の類似実績（主任技術者以上の立場）：1件	2		
技術 提案 評価	A 業務 全般	ア)業務実施方針と体制 本事業特性に相応しい業務実施方針と、設計・工事監理・施工・アフターフォローの総合体制	① 本事業の目的や特性に相応しい業務実施方針の提案	10	40点	様式 7-9
			② 窓口の一本化や情報一元管理など、円滑な事業推進の体制			
			③ 事業進捗に合わせた会議体の設定や、リアルタイムの情報共有の仕組みなど、関係者の合意形成に寄与する取組等の提案			
			④ 統括責任者が設計体制も統括し本提案内容を設計に反映するとともに、設計段階の工程管理やコスト管理に責任を負うことのできる体制			
			⑤ 施工担当者の設計への参画など、施工技術が設計に反映できる体制			
			⑥ デザインビルド方式において適正な工事監理が実行できる体制			
			⑦ 全社的なバックアップやアフターフォローに関する具体的な体制や手法			
	イ)工程管理手法 本事業を期日までに確実に完成させるための工程管理手法	① 設計・申請～資材発注～各工事の関連とクリティカルパスを明記した全体工程	10			
		② 資材納期や労務不足による工程遅延を防止するための有効策				
	ウ)品質管理手法 本事業の目標品質を確実に達成するための各段階ごとの品質管理手法	① 発注者の要求を的確に設計に反映し、そのプロセスも含め管理する手法	5			
② 発注者の要求を的確に施工に反映し、そのプロセスも含め管理する手法						
エ)コスト管理手法 本事業期間を通じて、提案見積額を超過しないためのコスト管理手法	① 契約価格の中で設計・施工を進める有効な手法	5				
	② 激しい市況変動下での有効なコスト抑制手法					
オ)地域貢献 市内企業の活用等に関する提案、地域活性化に資する提案	● 市内業者への発注や市内調達への貢献金額について、以下のとおり評価する。 共同企業体における鳴門市内施工業者（特A）の出資比率 合計出資比率が、50%以上の場合は、5.0点 40%以上の場合は、4.5点 35%以上の場合は、4.0点 ① 30%以上の場合は、3.5点 25%以上の場合は、3.0点 ※）鳴門市内施工業者（特A）とは、本市の建設工事入札参加資格業者名簿に鳴門市に主たる営業所を有する者として登録され、令和5年度における本市登録の建築一式工事の格付けが特Aランクの者とする。	10				
	1次下請けにおける鳴門市内施工業者の発注金額 提案価格の、15%以上の場合は、3.0点 12.5%以上の場合は、2.5点 ② 10%以上の場合は、2.0点 7.5%以上の場合は、1.5点 5%以上の場合は、1.0点 ※）鳴門市内施工業者とは、鳴門市に主たる営業所を有する者とする。					
	上記以外の市内発注額の提案価格に対する比率 3%以上の市内発注額を提案した者を5.0点とし、3%未満の提案については、次の式により算出する。 （市内発注額／提案価格）×100 < 5.0点（小数点第3位以下切捨て） ③ ※）なお、本提案に係る市内発注額とは次に掲げるものを合計とした金額とする。 a. 元請け企業から直接市内業者に発注する、資材調達の金額 b. 2次下請以降の市内業者への発注金額（但し、1次下請けの市内業者から直接、あるいは経由して発注されたものは含まない。）					
	● 鳴門市内施工業者との共同企業体である場合は、①と③の合計点、それ以外の場合は②と③の合計点として評価する。					
B 設計 施工 業務	ア)ホール計画 必要な音響性能や舞台機能を満たしつつ、基本設計の意図を実現するためのホール計画の提案	① 基本設計のホール計画をより良くするための実施設計における工夫の提案	15	30点	様式 7-9	
		② 基本設計のホール計画を実現するために有効な施工技術や施工方法・施工計画の提案				
	イ)耐震補強計画 必要な耐震性能を満たしつつ基本設計の意図を具現化するための耐震補強計画の提案	① 基本設計の耐震補強計画をより良くするための実施設計における工夫の提案	15			
		② 基本設計の耐震補強計画を実現するために有効な施工技術や施工方法・施工計画の提案				

審査項目	領域	提案テーマ	求める提案内容	配点		様式
				テーマ	項目	
価格評価 評価	VE 提案	VE提案	基本設計と同等以上の品質や性能が確保され、工事費縮減効果のある提案	—	—	—
	提案 見積	提案見積価格	<p>提案価格審査の評価点は、以下の計算式により採点する。(小数点3位未満は切り捨て)ただし、提案価格が提案上限価格の86%未満の場合の評価点は20点とする。</p> <p>〔提案価格/上限価格が0.92以上である場合〕</p> <p>①の式 = (1 - 提案価格/上限価格) × 212.5</p> <p>〔提案価格/上限価格が0.92未満である場合〕</p> <p>①の式により算出した評価点に下記の②の式により算出した値を加算して評価点とする</p> <p>②の式 = (0.92 - 提案価格/上限価格) × 50.0</p> <p style="text-align: center;">【提案価格/上限価格】</p>		20点	様式 7-2
合計				合計	100点	